



◆ 防ごう 高齢者虐待

高齢者の介護をひとりで、または家族だけで頑張り過ぎていませんか。介護者の多くは、相手の行動に対する戸惑いや今後の不安を感じながら、日々介護に取り組んでいます。そのため心にゆとりがなくなると、高齢者自身の気持ちを思いやることが難しくなり、虐待につながってしまうことがあります。介護者が地元の住民と上手につながり、地域全体で高齢者を見守ることが大切です。

■ そもそも、どんなことが虐待になるの？

体や心を傷つけることはもちろん、介護をしないことも虐待になります。

種類	内容
身体的虐待	暴力などによって、体に傷やあざ、痛みを与えること。他者と交流させないこと。体を拘束したり、ベッドに縛りつけたりすること。リハビリを強要すること。
心理的虐待	威圧的な言葉や態度で接する、無視する（団らんから外す）、嫌がらせをするなど、精神的な苦痛を与えること。
介護の放棄	食事や水分を与えない、入浴をさせない、病院への受診や介護サービスの利用をさせないなど、生活環境や心身状態を悪化させること。
経済的虐待	日常生活で必要な金銭を渡さない、本人の預貯金や年金などを使い込むこと。
性的虐待	本人を辱める性的な行為や、わいせつな行為を強要すること。

■ 虐待の背景にはこんな要因が・・・

虐待者の多くは虐待をしているという自覚はなく、介護方法や認知症への知識不足などが原因で、介護しているつもりが虐待につながっていることがあります。特に、介護が長期化している場合は、介護者がひとりで悩みを抱え込まないように、周りの配慮が必要です。

また、認知症高齢者は、虐待を受けていてもあまり自覚できず、自ら助けを求めることができません。介護者や周囲の人々が、認知症を正しく理解することが大切です。

■ 高齢者虐待防止の取組をみんなで理解しましょう

「高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに通報することが義務づけられています。

また、通報を受理した側（職員）にも、通報者や届出者を特定する情報についての守秘義務が課せられています。

日頃の見守り・気づき・助け合いで、虐待の起こらない地域づくりを目指しましょう。

介護の悩みや何か気になることがあれば…
〈相談窓口〉黒潮町地域包括支援センター ☎43-2240

平成30年度の介護保険料に納め忘れはありませんか？納期限内にお納めください。

【お問い合わせ】本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116